

## Global Management Oneサービス利用規約【現改比較表】2021年12月17日現在

～2021年12月30日

2021年12月31日～

<p>(本規約の公表)</p> <p>第4条 当社は、当社のホームページ(<a href="http://www.ntt.com/tariff/comm/">http://www.ntt.com/tariff/comm/</a>) その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5の1 ECL1.0</td> <td>当社の<a href="#">エンタープライズクラウド</a>サービス利用規約に規定するECL1.0</td> </tr> <tr> <td>5の2 ECL2.0</td> <td>当社の<a href="#">エンタープライズクラウド</a>サービス利用規約に規定するECL2.0</td> </tr> <tr> <td><a href="#">6 Universal One網</a></td> <td>当社のUniversal Oneサービス契約約款に規定するものであって、主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)</td> </tr> <tr> <td><a href="#">7 Universal Oneサービス</a></td> <td>当社のUniversal Oneサービス契約約款に規定するものであって、次に掲げるもの (1) Universal One網を使用して符号の伝送交換を行う電気通信サービス (2) 契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行う電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td><a href="#">8 本サービス</a></td> <td>本サービスに関する業務を行う当社の事業所</td> </tr> </table>	1～4	(略)	5の1 ECL1.0	当社の <a href="#">エンタープライズクラウド</a> サービス利用規約に規定するECL1.0	5の2 ECL2.0	当社の <a href="#">エンタープライズクラウド</a> サービス利用規約に規定するECL2.0	<a href="#">6 Universal One網</a>	当社のUniversal Oneサービス契約約款に規定するものであって、主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)	<a href="#">7 Universal Oneサービス</a>	当社のUniversal Oneサービス契約約款に規定するものであって、次に掲げるもの (1) Universal One網を使用して符号の伝送交換を行う電気通信サービス (2) 契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行う電気通信サービス	<a href="#">8 本サービス</a>	本サービスに関する業務を行う当社の事業所	<p>(本規約の公表)</p> <p>第4条 当社は、当社のホームページ(<a href="https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html">https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html</a>) その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5の1 ECL1.0</td> <td>当社の<a href="#">Smart Data Platform</a>サービス利用規約に規定するECL1.0</td> </tr> <tr> <td>5の2 ECL2.0</td> <td>当社の<a href="#">Smart Data Platform</a>サービス利用規約に規定するECL2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><a href="#">削除</a></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><a href="#">削除</a></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><a href="#">削除</a></td> </tr> </table>	1～4	(略)	5の1 ECL1.0	当社の <a href="#">Smart Data Platform</a> サービス利用規約に規定するECL1.0	5の2 ECL2.0	当社の <a href="#">Smart Data Platform</a> サービス利用規約に規定するECL2.0	<a href="#">削除</a>		<a href="#">削除</a>		<a href="#">削除</a>	
1～4	(略)																								
5の1 ECL1.0	当社の <a href="#">エンタープライズクラウド</a> サービス利用規約に規定するECL1.0																								
5の2 ECL2.0	当社の <a href="#">エンタープライズクラウド</a> サービス利用規約に規定するECL2.0																								
<a href="#">6 Universal One網</a>	当社のUniversal Oneサービス契約約款に規定するものであって、主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)																								
<a href="#">7 Universal Oneサービス</a>	当社のUniversal Oneサービス契約約款に規定するものであって、次に掲げるもの (1) Universal One網を使用して符号の伝送交換を行う電気通信サービス (2) 契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行う電気通信サービス																								
<a href="#">8 本サービス</a>	本サービスに関する業務を行う当社の事業所																								
1～4	(略)																								
5の1 ECL1.0	当社の <a href="#">Smart Data Platform</a> サービス利用規約に規定するECL1.0																								
5の2 ECL2.0	当社の <a href="#">Smart Data Platform</a> サービス利用規約に規定するECL2.0																								
<a href="#">削除</a>																									
<a href="#">削除</a>																									
<a href="#">削除</a>																									

<a href="#">取扱所</a>	
<a href="#">9</a> 端末設備	(略)
<a href="#">10</a> 自営端末設備	(略)
<a href="#">11</a> 消費税相当額	(略)

<a href="#">6</a> 端末設備	(略)
<a href="#">7</a> 自営端末設備	(略)
<a href="#">8</a> 消費税相当額	(略)

第1表 料金

- 1 (略)
- 2 料金および工事費等の額
- (1) ECL1.0に係るもの

サービスメニュー	単位	月額利用料金	工事費
Managed Windows Server - on ECL1.0	1のCI毎に	12,000 円 (12,960円)	12,000 円 (12,960円)
Managed Linux - on ECL1.0	1のCI毎に	12,000 円 (12,960円)	12,000 円 (12,960円)
Managed Oracle Basic - Standalone on ECL1.0	1のCI毎に	35,000 円 (37,800 円)	135,000 円 (145,800 円)
Managed Oracle Advanced - Standalone on ECL1.0	1のCI毎に	90,000 円 (97,200 円)	135,000 円 (145,800 円)
Managed Oracle Basic - RAC on ECL1.0	1のCI毎に	35,000 円 (37,800 円)	110,000 円 (118,800 円)

第1表 料金

- 1 (略)
- 2 料金および工事費等の額
- (1) ECL1.0に係るもの (略)

サービスメニュー	単位	月額利用料金	工事費
Managed Windows Server - on ECL1.0	1のCI毎に	12,000 円 (13,200円)	12,000 円 (13,200円)
Managed Linux - on ECL1.0	1のCI毎に	12,000 円 (13,200円)	12,000 円 (13,200円)
<a href="#">削除</a>			
<a href="#">削除</a>			
Managed Oracle Basic - RAC on ECL1.0	1のCI毎に	35,000 円 (38,500 円)	110,000 円 (121,000 円)

Managed Oracle Advanced - RAC on ECL1.0	1のCI毎に	110,000 円 (118,800 円)	110,000 円 (118,800 円)
Managed MS SQL Basic - Standalone on ECL1.0	1のCI毎に	35,000 円 (37,800 円)	135,000 円 (145,800 円)
Managed MS SQL Advanced - Standalone on ECL1.0	1のCI毎に	90,000 円 (97,200 円)	135,000 円 (145,800 円)
Managed MS SQL Basic - Database Cluster on ECL1.0	1のCI毎に	35,000 円 (37,800 円)	110,000 円 (118,800 円)
Managed MS SQL Advanced - Database Cluster on ECL1.0	1のCI毎に	110,000 円 (118,800 円)	110,000 円 (118,800 円)

(2) ECL2.0に係るもの (略)

サービスメニュー	単位	月額利用料金	工事費
Managed Windows Server - on ECL2.0	1のCI毎に	12,000 円 (12,960円)	12,000 円 (12,960円)
Managed Linux - on ECL2.0	1のCI毎に	12,000 円 (12,960円)	12,000 円 (12,960円)
Managed Oracle Basic - on ECL2.0	1のCI毎に	35,000 円 (37,800円)	135,000 円 (145,800円)
Managed Oracle Advanced - on ECL2.0	1のCI毎に	90,000 円 (97,200 円)	135,000 円 (145,800 円)

削除
削除
削除
削除
削除

(2) ECL2.0に係るもの (略)

サービスメニュー	単位	月額利用料金	工事費
Managed Windows Server - on ECL2.0	1のCI毎に	12,000 円 (13,200円)	12,000 円 (13,200円)
Managed Linux - on ECL2.0	1のCI毎に	12,000 円 (13,200円)	12,000 円 (13,200円)
削除			
削除			

(3) Universal One サービスに係るもの

<u>サービスメニュー</u>	<u>単位</u>	<u>月額利用料金</u>	<u>工事費</u>
<u>Managed Access Router - with Universal Oneサービス</u>	<u>1のCI毎に</u>	<u>4,000 円</u> <u>(4,320円)</u>	<u>204,000 円</u> <u>(220,320円)</u>
<u>Managed Access Switch - with Universal Oneサービス</u>	<u>1のCI毎に</u>	<u>3,500 円</u> <u>(3,780円)</u>	<u>203,500 円</u> <u>(219,780円)</u>
<u>SPOC - Universal Oneサービス</u>	<u>1のCI毎に</u>	<u>3,000 円</u> <u>(3,240円)</u>	<u>3,000 円</u> <u>(3,240円)</u>

3 料金および工事費等の備考

(1) (略)

(2) ECL1.0 及び ECL2.0 に係るもの

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) Managed Oracle 及び Managed SQL は、対象の Oracle または SQL ノードを構成する Managed Linux または Managed Windows Server を同時に申込み、または現に利用している場合に限り、契約者は申込ができるものとします。この場合、契約者は、Managed Linux または Managed Windows に係るサービスメニューのみの廃止を申込みすることはできないものとしてします。

(3) Universal One サービスに係るもの

(ア) 本号に係るサービスメニュー(以下、本号において「本サービスメニュー」といいます。)の  
対象 CI は、当社が Universal One サービス契約約款に基づき提供する Universal One サ

(3) 削除

3 料金および工事費等の備考

(1) (略)

(2) ECL1.0 及び ECL2.0 に係るもの

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) Managed Oracle 及び Managed SQL は、対象の Oracle または SQL ノードを構成する Managed Linux または Managed Windows Server を同時に申込み、または現に利用している場合に限り、契約者は申込ができるものとします。この場合、契約者は、Managed Linux または Managed Windows に係るサービスメニューのみの廃止を申込みすることはできないものとしてします。

(3) 削除

サービス(日本国内に提供されるものに限ります)に係るものとします。

- (イ) 本サービスメニューの1の契約における月額利用料金の合計額が1の料金月において100,000 円(108,000 円)に満たない場合、最低利用料金としてその月の月額利用料金は100,000 円(108,000 円)とします。
- (ウ) Managed Access Router 及び Managed Access Switch については、個別仕様書に定める初期セットアップ作業が工事費に含まれています。
- (エ) 1の料金月において、共通サービス仕様書の「変更管理」に定める標準変更の対応数が、当社が指定する月間対応件数の上限を超過する場合、その超過した分につき、1件から5件までは 30,000 円(32,400 円)、以降、5件単位で 30,000 円(32,400 円)を月額利用料金に累積額で加算します。
- (オ) 契約者は、1の Managed Access Router 又は Managed Access Switch につき、少なくとも1の SPOC - Universal One (Universal One サービス契約約款に規定する Universal One ターミナル(以下、「Universal One ターミナル」といいます)を対象 CI として当社が提供するサービスメニューをいいます。以下、同じとします。)を利用するものとします。
- (カ) 契約者は、Managed Access Router 又は Managed Access Switch の利用を開始する場合、Universal One サービスに係るすべての電気通信回線(Universal One サービス契約約款に規定する1の代表契約毎とします。)の数分の SPOC - Universal One を利用するものとします。
- (キ) 本サービスメニューの契約において、対象 CI に Universal One ターミナルが含まれない場合は、Universal One サービスに係る電気通信回線およびその配下のネットワーク機器の故障受付は行いません。
- (ク) Managed Access Router または Managed Access Switch を利用する場合、当社と契約者

で別段の合意がある場合を除き、最初に Managed Access Router または Managed Access Switch の利用を開始した日から起算して、1年の間に(最低利用期間満了前に当該サービスメニューを廃止した場合はそのサービス廃止日をもって)、当該サービスメニューに係る対象 CI 数が 30CI に達しているものとします。当該期間の満了日までに(最低利用期間満了前に当該サービスメニュー廃止をした場合はそのサービス廃止日をもって)その対象 CI 数が 30CI に満たない場合、200,000 円(216,000 円)に 30 を乗じて得た額から現に利用した対象 CI 数分の工事費を差し引いた額を当社が定める期日までに一括してお支払い頂きます。

附則 (令和2年9月24日 E20-0003537C号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年12月31日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和3年12月31日以降、本サービスの新規受付を停止し、この規約第8条にかかわらず、申込があっても承諾いたしません。また、当社は、令和3年12月31日以降、本サービスの契約内容の変更受付(サービスメニュー追加、新規特約締結、Managed Oracle Basic - RAC on ECL1.0におけるすべての変更)を停止し、この規約第10条にかかわらず、申込があっても承諾いたしません。Managed Oracle Basic - RAC on ECL1.0を除いたサービスメニューにおけるその他の変更(CI数の増減、監視内容の変更)は引き続き受け付けます。